

労務 ROAD

■ 通勤手当の非課税限度額

従業員に対して支給する通勤手当について、自転車通勤の場合など、どのくらいの金額の通勤手当を支給すればよいか悩まれることは多いかと思えます。

通勤手当は一定の金額までは非課税で支給することができます。今回は通勤手当を支給する際の非課税限度額について、通勤手段別に確認しましょう。

- 電車・バス通勤の場合：非課税限度額：15万円/月
- 自動車・自転車通勤の場合：非課税限度額：通勤距離に応じて定められています。

通勤距離(片道)	非課税限度額/月
2km 未満	全額課税
2-10km 未満	4,200円
10-15km 未満	7,100円
15-25km 未満	12,900円

通勤距離(片道)	非課税限度額/月
25-35km 未満	18,700円
35-45km 未満	24,400円
45-55km 未満	28,000円
55km 以上	31,600円

- 徒歩通勤の場合：全額課税対象となります。

とくに自動車・自転車通勤の場合は従業員を雇い入れる際は、通勤距離を確認するためにも、通勤経路報告書等の書面により、通勤経路の確認を取っておくとよいでしょう。また、限度額を超えて非課税で通勤手当を支給していることが無いが、一度確認してみてください。

【国税庁 より】

■ トラックドライバーの働き方改革（7月1日施行）

トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しています。

物流機能が滞ることの無いようにするためにも、ドライバーの長時間労働の是正、コンプライアンスの確保が重要視されています。

【改正事項】

1	荷主の配慮義務の新設	荷主は、トラック運送事業者が法令を遵守して事業を遂行できるよう、必要な配慮をしなければならぬこととする責務規定が新設されました。
2	荷主への勧告制度の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・勧告制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者が追加されました。 ・荷主に対して勧告を行った場合は、その旨を公表することが法律に明記されました。
3	「違反原因行為」の疑いがある荷主に対する国土交通大臣の働きかけ等	違反原因行為をしている疑いのある荷主に対し、トラック運送事業者のコンプライアンス確保に荷主の配慮が重要であることについて理解を求め働きかけ等を行います。場合によっては「要請」や「勧告・公表」、「公正取引委員会への通知」も行います。

- 「違反原因行為」の例
 - ・荷主の都合による恒常的な長時間の荷待ち時間⇒過労運転防止義務違反のおそれ
 - ・適切な運行では間に合わない到着時間の指定⇒最高速度違反のおそれ
 - ・積み込み直前に貨物量を増やすよう指示⇒過積載運行のおそれ

【厚生労働省 より】

VOL.653
(1907-4)



河本社労士事務所

〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場 IS ビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
編集担当：矢尾・君野・川端

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

-2019年 大阪周辺の花火大会-
7/25(木)天神祭奉納花火
8/1(木)PL 花火大会
8/3(土)みなとこべ海上花火大会
8/8(木)びわ湖大花火大会
8/10(土)なにわ淀川花火大会

毎年、淀川と神戸の花火大会の日程がかぶっていたのですが、今年は両方に行くことができますよ！（矢尾）

SNS でもお役立ち情報
配信中です



【アカウント】
Facebook: 河本社労士事務所
Instagram: @ksj_koumoto
Twitter: @ksj_koumoto